



計量強調月間
11月は、計量強調月間です。計量制度は、私たちの日常生活を支える大変重要な制度です。
定期検査
商店や病院などで取引や証明に使用されているのはかりは、国・都道府県・指定を受けた事業者が認めた検定証印・基準適合証印がついているものしか使用できません。これらのはかりは性能が劣化していないか2年に一度定期検査を受ける必要があります。消費生活センターでは、計量の定期検査を実施しています。詳しくは、左記の連絡先まで連絡してください。
家庭で使用されるヘルスメーターやキッチンスケールなどは、定期検査の対象にはなりません。ただし、商業用・公的証明用には使用してはならないことになっています。
問 消費生活センター
TEL 06・6992・1337

**スプレー缶・簡易ガスボンベの
排出方法、持ち込み**

整髪料、殺虫剤などのスプレー缶や卓上コンロなどの簡易ボンベは、中身を使い切ってから缶の日に排出してください。穴は開けていなくても大丈夫です。少しでもガスが残っていると、処分の際に火事や爆発の原因となり非常に危険です。実際に、本年5月25日に梶町で粗大ごみの中に紛れ込んだスプレー缶が誤って処分され、ごみ収集車の中で発火した事例もあります。また、使い切ることができずに排出する際は収集員にその旨を伝えてください。クリーンセンターに直接持ち込む際も同様の扱いとしてください。安全なごみ行政にご協力をお願いします。

問 廃棄物対策課
TEL 06・6991・3840

11月はねずみ駆除強化月間

各種感染症、食中毒の原因にもなり、衛生的にも有害なねずみを駆除して、快適な生活環境を作りましょう。市では期間中、希望者に捕獲器の貸し出し、殺そ剤(1世帯に1袋)を無料配布しています。

時 11月1日(日)～30日(月)

場 環境対策課、東部エリア・庭窪・錦の各コミュニティセンター

ねずみが媒介する病気

食中毒、ワイル病、ツツガムシ病、そうじ症など

駆除方法

▽台所などで出したままの食品や残飯類は、ねずみの餌になるので完全に保管・処理する。

▽ねずみの通路をふさぎ、家に入れないようにする。

▽捕獲器、殺そ剤を有効に使い、地域ぐるみで一斉にねずみを退治する。



【出張】高齢者就労相談会

ハローワーク門真、守口市シルバー人材センターによる出張就労相談会を実施します。気軽に立ち寄ってください。

内 仕事の情報提供(求人情報)、各種セミナー、ハローワークの利用案内、シルバー人材センターの紹介

時 11月18日(水)、12月16日(水) いずれも午前10時～正午

場 高齢者健康生きがい支援室(市民保健センター1階)

申 不要

問 高齢者健康生きがい支援室(市民保健センター1階)
TEL 06・6992・7634



注 捕獲器や殺そ剤は、子どもの手に触れないようにしてください。

問 環境対策課
TEL 06・6992・1511

**中小企業の退職金
国の制度がサポートします!**

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備ができる国の退職金制度です。国からの掛金助成があり、掛金は全額非課税で手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーも加入できます。

詳しくは、「中退共」で検索してホームページをご覧ください。

問 中退共本部
TEL 03・6907・1234

11月9日は「119番の日」

119番通報の留意事項

1. 「火災」か「救急」かをはっきりと伝える。

2. 火災・救急などの発生場所の「住所、目標物」を伝える。

3. 火災では「何が燃えているか?」救急では「病気やけがなどの状態」を具体的に伝える。

4. 通報者であるあなたの「氏名・電話番号」を伝える。

携帯電話通報の注意点

1. 屋外や初めての場所で要請場所が不明な場合は、まず付近の住居表示などで発生場所を確認すると同時に、目につく大きな目標物を確認し、119番通報してください。

2. 通報場所の早期特定のため、GPS機能付きの携帯電話はGPS機能を活用してください。

3. 携帯電話では受信する基地局の間係で、管轄する消防本部以外に接続される場合があります。その際は、担当する消防本部へ転送する場合がありますので、電話を切らずにお待ちください。

道路交通法上、緊急自動車はサイレンの吹鳴が義務付けられています。ご協力をお願いします。

問 守口市門真市消防組合消防本部司令課
TEL 06・6906・1122

放置自転車の引き取りを

自転車の撤去は土・日、祝日も実施しています。

【9月撤去分】

保管期間 移送の告示日から1カ月
処分日 11月14日(土)

心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所へお越しください。

TEL 06・6902・2340

返還時間 毎日午前10時～午後7時

持 住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料(自転車2500円、原動機付自転車4千円)

注 移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは免除対象

問 都市交通計画課
TEL 06・6992・1694



秋季火災予防運動

11月9日～15日

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」
秋季火災予防運動に伴い消防署では次の事業を行います。

▽消防職員による各家庭への住宅防火診断(今季においてはポステイング)の立入検査

▽消防車による巡回広報

また、この運動を機会に、自宅に設置された住宅用火災警報器を点検してみましよう。

▽ほこりなどが付着すると作動しづらくなります。1年に1回は機器の汚れがないか確認しましょう。

▽作動の確認をしましょう。警報器のボタンを軽く押す(ひもを軽くひっぱる)とテスト音が流れます。

テスト音が鳴らない場合は、警報器の電池が切れている、もしくは故障している可能性があります。

警報器は電池の寿命から10年を目安に取り替えることが推奨されています。また、取り替える際は火災を早期に見つける連動型の住宅用火災警報器の設置をお勧めします。

問 守口市消防署
TEL 06・6993・0119